

特区・地域における特例措置（令和4年度～令和6年度）

特例措置		観光地形成 促進地域	情報通信産業		産業イノベーション 促進地域	国際物流拠点 産業集積地域	経済金融活性化 特別地区
			振興地域	特別地区			
特区・地域の範囲		沖縄県全域	那覇市等 24市町村	那覇市等 5市村	沖縄県全域	那覇市等5市、 うるま・沖縄地区	名護市
課税の特例	国税						
	所得控除 [40%控除]	—	—	○	—	○	○
	投資税額控除 〔機械装置15% 建物等8% ※限度額あり、4年繰越可〕	○	○	○	○ 〔構築物8%〕	○	○
	特別償却 〔機械装置50% 建物等25% ※限度額あり〕	—	—	—	○ 〔機械装置34% 建物等 20% 構築物 20%〕	○	○
	地方税						
事業税、不動産取得税、 固定資産税の減免	○	○	○	○	○	○	
事業所税の軽減	○	○	○	○	○	—	
中小企業信用保険法の特例		○	○	○	○	○	○
中小企業投資育成株式会社法の特例		○	○	○	○	○	○
保稅地域特例		—	—	—	—	○	—
エンジェル税制		—	—	—	—	—	○
対象施設又は対象事業		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設 (テーマパーク等6施設) ・教養文化施設 (劇場等5施設) ・休養施設 (スパ施設等4施設) ・集会施設 (結婚式場等4施設) ・販売施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信業 ・ソフトウェア業 	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター ・情報通信機器 相互接続検証事業 ・受託開発ソフトウェア業 ・情報システム開発業 ・システムインテグレーションサービス業 ・組み込みソフトウェア業 ・パッケージソフトウェア業 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・電気業（一定要件あり） ・自然科学研究所 ・特定のがス供給業 	<ul style="list-style-type: none"> ※所得控除は*のみ対象 ・製造業* ・倉庫業* ・特定の無店舗小売業* ・特定の機械等修理業* ・航空機整備業* ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃貸業 (一定規模の貸倉庫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融関連産業 ・情報通信関連産業 ・観光関連産業 ・農業・水産養殖業 ・製造業等
			<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理・提供サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップセンター ・セキュリティデータセンター ・データベースサービス業 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット付随サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションサービスプロバイダ ・セキュリティサービス業 			

国税の措置は、選択制。